

「第三大島小学校のきまり」についてのお願い

日頃より、本校の教育活動へのご理解・ご協力のほど、ありがとうございます。

子どもたちにとって充実した学校生活になるために、本校では、「第三大島小学校のきまり」を教職員によって統一して指導を行っています。ご家庭でもご理解いただき、お子様に話していただければと思います。よろしくお願いします。

1 学校生活

- (1)「いじめ防止対策推進法」の第四条には、「児童等は、いじめを行ってはならない。」と載っています。学校では、道徳の授業を中心に「いじめは絶対してはいけない」ということを全学級で指導しています。ご家庭でも、お子様の発達に合わせて、友達が嫌がるようなことはしないなど、ご家庭でもお話いただくようお願いします。

＜参考＞「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

- (2)学校では、様々な教具を用いて学習を進めていきます。ルールを守り、道具を正しく扱い、自分や友達の安全を守るように、ご家庭でもお話いただくようお願いします。
- (3)学習に必要なものは、担任等から指示がない限り、学校に持たせないでください。また、子どもが携帯電話やスマートフォンを学校に持ってくることは、禁止です。学用かばん（ランドセル等）に、安全のためキーホルダー等もつけさせないでください。
- (4)持ち物には、必ず名前を書かせてください。友達の持ち物を間違えて持って帰ってしまったり、落とし物をしたりしてしまうことを防ぐためにも、お子様の持ち物の記名の確認を定期的をお願いします。
- (5)本校では、休み時間は体力向上の観点から外遊びを推奨しています。体調不良等で運動できない場合は、連絡帳等で担任にご連絡ください。
- (6)過度な装飾や肌の露出は避け、動きやすく、学習に支障のない服装や靴を用意してください。
- (7)①欠席、遅刻・早退する場合は、午前8時までに「欠席連絡フォーム」でお知らせください。午前8時を過ぎる場合は、電話で連絡をお願いします。
- ②遅刻・早退する場合は、**保護者の方が必ず教室まで付き添ってください。**
- ③学校で発熱したりけがが発生したりした場合、状況によっては保護者の方に引き取っていただき、病院の受診をお願いすることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ④学校保健安全法第19条に基づき、学校感染症にかかった場合は、出席停止となります。治癒後、医師より登校の許可がおりましたら、登校の際、所定の登校許可書を保護者の方がご記入をされ、学校へご提出ください。

2 登下校

- (1) 所定の通学路を通して登下校させてください。諸般の事情により、変更を希望される場合は、学校までご相談ください。
- (2) 十分な睡眠をとらせ、朝食を摂らせてから登校させ、8時に学校に着くよう、家から送り出してください。
- (3) 下校時刻は、学年によって異なります。お便り等で確認してください。
- (4) 家を出たら、忘れ物は取りに戻らないようにさせてください。
- (5) 学区内でも交通事故が起きています。車や自転車に気を付けるようにお話ください。
- (6) 下校後は、一旦家に帰宅してから習い事や遊びに行くようにしてください。
- (7) 教職員の勤務時間は原則午前8時から午後4時30分となっています。そのため、学校に忘れ物を取りに来られる時間は、午後4時30分までとし、ご来校の際は必ず保護者の方が付き添ってください。また、一度職員室へお越しください。職員が教室まで付き添います。この時刻を過ぎた場合は、忘れ物を取りに来ることはできません。土日や祝日等学校が休みの日は、全日禁止です。

3 その他

- (1) 外で遊ぶことについて、下記の事項を子どもたちに話していますので、ご家庭でも確認していただければと思います。

- 道路や危ないところで遊びません。また、学区の外の公園などで遊びません。
- 交通ルールを守り、移動します。
- (自転車の2人乗りはしません。自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶります。)
- 決められた時刻までに家に帰ります。(4～9月…午後5時、10月～3月…午後4時30分)
- 友達と遊びに行ってお金や貴重品は使いません。また子ども間のお金や物のやり取りもしません。
- 保護者と話し合い、SNS家庭ルールを守ります。
- 不審者と会った場合は、「いかのおすし」を守って行動しましょう。保護者に頼んで、警察に連絡してください。

- (2) 学校と家庭の連携について

- ① お子様が集中して学習することができるように、心身の健康管理をご家庭にお願いします。
- ② 学校の教育方針にご理解ください。
- ③ 風水害等児童の安全確保が必要であり、かつ学校のとりうる最大限の措置を越える事態の場合には、児童の送迎をお願いすることがあります。
- ④ お子様の問題や指導について、学校から保護者の方に相談の必要な場合があります。その時は、面談が中心になります。ご多用かとは思いますが、学校においでいただきますので、よろしくお願いいたします。
- ⑤ 転居や電話番号が変更になった場合、保護者の方の勤務先が変更になった場合は、速やかに担任までお知らせください。特に勤務先が変わっていて、緊急の連絡が取れないことがありますのでご注意ください。また、お子様の下校先が変更になった時もお知らせください。(例、きつザクラブの入退所)